

平成21年度

幼稚園就園奨励費の 手続きを

★学校教育課 ☎ 25 1 1 4 9



市では、幼児教育推進のために、3～5歳児が幼稚園に通園している家庭に対し、世帯の市民税額に応じて保育料の減免措置を行います。

対象 次の①から③をすべて満たしている家庭

- ① 市内に在住している
- ② 市内又は市外の私立幼稚園（学校教育法に基づいて設置された幼稚園）に、3～5歳児を通園させている
- ③ 課税状況等が下表の区分に該当する（平成21年度の市民税額で審査します。課税額は世帯の合計額です。）

補助限度額 下表のとおり

※補助限度額一覧①②の両方に該当する園児を通園させている場合は、両条件を比較して選ぶことができます。（ただし、同世帯で①と②の条件を組み合わせることはできません。）

手続き 通園している幼稚園から申請書を保護者に配布します。必要事項を記入のうえ、各幼稚園の提出期限までに提出してください。

※市民税の申告（所得税の確定申告）がまだ済んでいない世帯は、審査が受けられません。お早めに申告を済ませてください。

補助限度額一覧①（従来条件による区分）

区 分	補助限度額（年額）			
	1人就園の場合	同一世帯から2人以上就園している場合の園児（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の園児（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の第3子以降の園児
生活保護受給世帯 非課税世帯	153,500円		224,000円	294,000円
所得割非課税世帯	116,300円		206,000円	294,000円
所得割課税額が 34,500円以下の世帯	88,400円		192,000円	294,000円
所得割課税額が 183,000円以下の世帯	62,200円		179,000円	294,000円



補助限度額一覧②（新条件による区分）

区 分	補助限度額（年額）		
	小学校1～3年生の兄・姉がいる園児（第2子）	小学校1～3年生の兄・姉がいて2人以上就園している園児（第3子以降）	小学校1～3年生に2人以上の兄・姉がいる園児（第3子以降）
生活保護受給世帯 非課税世帯	168,000円		294,000円
所得割非課税世帯	135,000円		294,000円
所得割課税額が 34,500円以下の世帯	110,000円		294,000円
所得割課税額が 183,000円以下の世帯	87,000円		294,000円

10月から

公的年金からの 個人住民税の特別徴収 (天引き)が始まります

10月から、4月1日時点で65歳以上の個人住民税の納税義務者のうち、年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している人は、公的年金等に係る所得に対する住民税が、年金支給の際に公的年金から特別徴収(天引き)されます。(今年度から年金所得に係る住民税の給与からの特別徴収はできません。)公的年金等に係る所得額にさした税額が対象ですが、天引きされるのは老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等のみです。特別徴収される公的年金の種類及び徴収される額等は、6月に送付する納税通知書によりお知らせします。

なお、特別徴収が始まる年度の前半(6月及び8月)については、これまでどおり普通徴収(納付書又は口座振替による納付)になります。※特別徴収の対象となる人は、市内に1月1日から引き続き住所を有している、本庄市の介護保険の特別徴収対象者である等の要件があります。※本制度は、個人住民税の徴収方法を変更するものであり、これにより新たな税負担は生じません。※65歳未満の人の年金所得に係る住民税についても、給与からの特別徴収はできません。(普通徴収で納税していただきます。)

★課税課 ☎ 1123

公共下水道整備区域内にあるすべての土地の所有者又は

負担金を納める受益者とは

公共下水道は、道路や公園などと違い、利用できる地域や人が限られている施設です。そのため、公共下水道の建設費の一部として、公共下水道を利用できる区域の人には『受益者負担金』を納めていただきます。

算出した負担金額を5年に分け、毎年4回の納期(合計20回)で納めていただきます。なお、一括で納付することもできます。当該年度の最初の納期内に一括納付する場合には、一括納付する年数及び金額に応じて報奨金が交付されます。(実際は、報奨金を差し引いた金額を納付することになります。)

土地の所有者、権利者(受益者)が変わった時は、分割によって負担金を納付している途中に、土地の相続や売買等で受益者が変更になった場合は、速やかに下水道課まで届け出てください。届け出のあった日以前にかかる負担金は、変更前の受益者が負担することになります。

ご存じですか 受益者負担金制度



★下水道課 ☎ 1146

権利者が、『受益者負担金制度』の対象者(受益者)となります。

負担金の額は

受益者のみなさんに納めていただく負担金は、所有する又は権利を持つ土地の面積1㎡につき300円を乗じた額になります。

負担金の納付方法は

算出した負担金額を5年に分け、毎年4回の納期(合計20回)で納めていただきます。

なお、一括で納付することもできます。当該年度の最初の納期内に一括納付する場合には、一括納付する年数及び金額に応じて報奨金が交付されます。(実際は、報奨金を差し引いた金額を納付することになります。)

農地等にかかる負担金の徴収猶予について

負担金はすべての土地に一律で賦課されますが、農地等については、宅地として利用するまでの期間に限り、負担金の70%の徴収が猶予されます。※徴収猶予の際は、事前に申告書を提出してください。

春の叙勲、褒章に各氏

おめでとうございます。

4月29日付で春の叙勲及び褒章受賞者が発表されました。本市では高橋福八氏、東台3氏が旭日小綬章を、山田徹氏、本庄1氏が旭日双光章を、阿部康子氏、銀座1氏が藍綬褒章を、それぞれ受賞されました。



旭日小綬章
高橋 福八氏



藍綬褒章
阿部 康子氏



旭日双光章
山田 徹氏

危険業務従事者叙勲

危険性の高い業務に従事し、社会に貢献した人に授与される危険業務従事者叙勲が、4月29日付で発表され、落合秀雄氏、小島5氏が瑞宝双光章を受章されました。

叙位叙勲

去る3月19日に逝去された、元本庄市議会議員の戸谷丈氏、東台2氏の生前の功績に対し、従六位旭日双光章が授与されました。

ご冥福をお祈りいたします。



瑞宝双光章
落合 秀雄氏



従六位旭日双光章
故 戸谷 丈氏

市役所の人事異動

4月24日付 畠山 文子(児玉総合支所市民課主任)「退職」
5月1日付 関口 澄雄(健康福祉部保険課主査)「死亡退職」